

卒業後も「学びやすく」「働きやすい」生活を送るためのリーフレット(簡易版) ～障害のある人のための支援申請や地域相談機関利用に関する情報提供～

本リーフレットでは、「学びやすく」「働きやすい」環境を得るために、何らかのサポートを得る必要がある方のために、「どこに」「いつ」「どのような手順で」卒業後の生活のサポートを求められることができるのか、その申請先、相談先の情報を紹介しています。

高校生の皆さんは、卒業後は法的にも成人年齢に達します。それは、「自分にはどのように工夫(配慮)があれば学びやすく、働きやすくなるのか」という「自己理解」を前提として、「自ら情報収集し、必要に応じてサポートを申し出る力」を備えている必要がある、という意味です。

こちらは簡易版ですので、より詳しい情報を必要とする場合は、担任の先生を通じて、特別支援教育コーディネーターや進路指導部に相談しましょう。(詳しいオリジナル版もあります。希望される方はお申し出ください。)

～目次～

- 1 「合理的配慮」とは
- 2 進学編 ・受験時の配慮について
 - 1)各大学における受験時の合理的配慮申請方法
 - 2)「大学共通テスト」の場合・修学上の合理的配慮申請について
- 3 就職編 障害者雇用について
- 4 相談内容に応じた相談先の例【表】アクセス先 QR コード

1 「合理的配慮」とは

令和6年5月、改正障害者差別解消法が施行され、「障害者にたいする不当な差別の禁止」、「官民関わらずすべての学校や事業所において、本人の申し出に応じて『合理的配慮』や『環境の整備』を検討すること」が、義務化されました。

「合理的配慮」とは、障害のある方が、「仕事や学びの目的を果たすためにこのような工夫がほしい」と学校や就業先の事業所に配慮を申し出た際、その内容が「理に適っており」「実施者にとって過重な負担でない限り」、環境の変更調整を学校や事業所が行うことをいいます。

申請する際は、医師の診断書の他に、現在の支援内容を記した書類等を準備し、申請する内容が妥当だと示す必要があります。

進路先によって、申請方法は異なってきます。次頁以降を参考に、自分には、サポートが必要なのかどうか、必要なのであれば、何を必要とするのか、申請すべきタイミングまでにしっかり考えておきましょう。

2 進学編

受験時の配慮について

1)各大学における受験時の「合理的配慮」の申請方法

大学の場合、「受験時の配慮」と「入学後の修学支援」は、担当部署が異なります。HP 等で確認、大学に直接連絡し、申請方法と申請先を確認しましょう。

【大学入試配慮の例】

別室受験 / 座席(受験教室)の位置の配慮 / 問題用紙の拡大 / テスト時間延長 / 問題の代読 / 問題文の漢字ルビ打ち / 回答のPC入力 / 点字回答等

【申請時留意点】

- ・入試課等、願書を受け付ける部署が受験時の配慮申請担当になる。障害の内容に応じて、受験の際の配慮を相談・申請できる(上記参照)。ただし、受験時の合理的配慮申請の際は、「医師の診断書等専門家の所見」だけでなく「高校での配慮実績」が求められる。
- ・受験する学校が決まったら、担当部署に自分で連絡を取り、配慮を依頼する手続き方法を確認する。
- ・大学が指定した書類の提出を期日までに求められる場合がある。高校が作成する書類の場合は、すぐに担任に申し出ること。

2)「大学共通テスト」の場合

3 年次生には進路指導部から説明がありますが、配慮申請をする可能性のある人は、2 年次生のうちから、大学入試センターHP https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/ にアクセスし、「受験上の配慮案内」をよく確認しておいてください。

必要書類 1 受験上の配慮申請書
2 診断書
3 状況報告書(高校での配慮の実績等を高等学校で作成)

書類1 について 「受験上の配慮申請には「出願前申請(8 月～)」と「出願時申請」がある。」

*出願の際、どんな配慮が受けられるか内容が分かっている方が安心なので、出願前申請を勧めます。

*出願前申請の後半および出願時に配慮申請をした場合は、どんな配慮が認められたのか分かるのが、11 月下旬になることもあります。

書類2 について 「医師の診断書が必要となる。主治医がない場合には準備に時間がかかる。」

*病院の予約は、なかなかすぐにはとれません。できるだけ早く(1 年前)動き始めましょう。

【個人情報の取り扱いについて】

大学・専門学校に関わらず、進学先の支援担当者とのやり取りについては、本人(保護者)が主体で行うのが基本です。高校側が事前に本人の承諾なく行うことはありません。

本人(保護者)から依頼があったときのみ、特別支援教育コーディネーター(または管理職/進路指導部/担任)が窓口となり、やり取りを行います。

修学上の「合理的配慮」の申請について

合格して入学を決めたら、早いうちに支援担当部署に連絡を取り、「大学生活を送る上で、どのような配慮や支援が必要か」「どのような場面で困りそうか」等を大学職員と話し合う場を設定してもらいます。大学側も受け入れの準備や教員間の情報伝達等に時間を要します。4月入学時からサポートを得るためには、早めに動き出す必要があります。また、多くの大学で、受験時と入学後で担当する窓口が異なりますので、HP 等で対応先を確認したうえで、電話(メール)で直接問い合わせましょう。

【修学上の配慮および支援の例】

タブレットカメラによる板書の撮影許可、講義内容のスライド資料の事前配布、UDトーク等アプリ補助機能の使用、ノートテイク、講義資料データ化、注意事項等文書伝達、配慮依頼文書の配布等、情報取得支援、自己管理指導、専門家によるカウンセリング 等

参考:大学入試センターHP/関西国際大学 鳥居深雪教授作成資料/日本学生支援機構 障害学生支援の報告書(R3)

専門学校の場合

学生支援担当(名称は学校による)を窓口とした相談になります。各校に問い合わせること。

3 就職編

「働く」とは、自分の能力を使って企業や社会に貢献し、対価として収入を得ることです。「採用」されること以上に、働き続けることが重要です。そのためには職種と自身の特性(能力)とのマッチングや、事業所に自分の障害や特性を理解してもらうことがポイントとなります。学校を通じて、就職活動を考えている人で、障害の診断があり、事業所に配慮申請や説明を必要とする人は、障害者手帳所持の有無に関わらず、事前に担任や進路指導部の先生に必ず相談しましょう。

障害者手帳を持っている人は、一般の求人活動で就職を目指すほかに、「障害者雇用枠」で受験することも選択肢の1つとなります。

なお、一般就職・障害者雇用いずれにせよ、個人情報保護の観点より、生徒本人に関する情報を、本人の許可なく学校が事業所に伝えることはありませんが、配慮内容を伝えて就労するほうが望ましい場合は、事業所への伝え方(内容やタイミング)を、学校と相談しながら進めていきましょう。

*「障害者雇用」とは・・・

障害者手帳(身体・精神・療育手帳)を持っていることが採用条件です。
ハローワーク(専門援助部門)が斡旋しています。

「就労アセスメント」とは？

障害福祉サービスのうちの「職業訓練」を行う就労移行支援事業所等で行われている就労プログラムです。

18 才以上の障害の診断のある人が対象となります。「職業能力」以外に「作業性」「持続力」「対人スキル」等働くために必要な力がどのくらい身についているか」が客観的に評価され、個人の課題が明確になります。

なお、診断のない高校生でも、アセスメントや訓練体験が可能な事業所もあります。就職するときまでに鍛えるべき力を知る好機です。本校にも案内が届いています。関心のある人は、特別支援教育コーディネーターまでお尋ねください。

4 相談内容に応じた相談先の例【表】

	相談内容	相談先の例
大学受験と学生生活	● 大学等の入試で受けられる合理的配慮	・大学入試センター(「大学共通テスト」受験に関して)*HPに掲載 ・各大学の「入試課」等
	● 修学上の合理的配慮 ● 学生生活	各大学の「学生支援室」*等 *名称は学校によって異なります。 (オープンキャンパス、学校説明会でも相談できる。入学決定後に支援申請をする。)
就職活動と就職前後の相談・支援	● 障害者手帳を取得している人への就職前後の就業面と生活面の相談支援	障害者就業・生活支援センター(厚生労働省委託機関) *登録制、居住地によって管轄がある。県外にも、同様の機関がある。 ・西播磨地域在住者は「西播磨障害者就業・生活支援センター」 Tel. 0791-43-2393 ・姫路市在住者は「職業自立センターひめじ(姫路市障害者就業・生活支援センター)」 Tel. 079-224-1398
	● 障害者雇用に関する相談	ハローワーク(専門援助部門)(厚生労働省委託機関) ・ハローワーク姫路 Tel. 079-222-8609 ・ハローワーク龍野 Tel. 0791-62-0981
	● 働く前の就労に関する相談 ● 若者(15~34才)の就職に関する相談	ひめじ若者サポートステーション(厚生労働省委託機関) Tel. 079-222-9651 若者しごと倶楽部(ジョブカフェひょうご) Tel. 078-366-3731 <u>*上記はいずれも障害の診断や手帳がなくても相談・利用可能。</u>
手帳取得・福祉	● 手帳取得の手続き ● 障害福祉サービス利用に関する相談	市町の障害福祉担当窓口 (兵庫県 HP に関連機関のアクセス先掲載)
発達障害相談	● 発達障害に関する各種相談	ひょうご発達障害者支援センター 上郡ランチ Tel. 0791-56-6380 <u>* 障害の診断や手帳がなくても相談・利用可能。</u> *「相談者の 7~8 割は未診断の方」(上郡ランチ)。 *西播磨地域在住者は上郡ランチが担当。 *県外にも同様に厚生労働省委託の支援センターがある。

*アクセス QR コード(兵庫県 HP より)

指定障害者福祉サービス事業者、相談支援事業所一覧(左)
各市町の発達障害相談窓口、福祉相談窓口一覧(右)



*本リーフレット(簡易版)は太子高校 HP にも掲載しています。

<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/taishi-hs/NC3/>